

令和 8 年 2 月 18 日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和8年2月18日（水曜日）午後2時00分開会

---

出席委員（6名）

志子田 吉 晃 委員 長  
鈴木 新 一 副委員 長  
菅 原 善 幸 委 員  
辻 畑 めぐみ 委 員  
鈴木 悦 代 委 員  
伊 藤 博 章 委 員

---

出席議長団（1名）

浅 野 敏 江 議 長

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市 長	佐 藤 光 樹	副 市 長	千 葉 幸 太 郎
市 民 生 活 部 長	高 橋 五 智 美	福 祉 子 ども 未 来 部 長	長 峯 清 文
市 立 病 院 事 務 部 長	鈴 木 康 弘	市 民 生 活 部 次 長 兼 市 民 課 長	小 倉 知 美
福 祉 子 ども 未 来 部 次 長 兼 生 活 福 祉 課 長	鈴 木 陸 奥 男	市 民 生 活 部 収 納 課 長	志 野 英 朗
市 民 生 活 部 税 務 課 長	阿 部 公 一	市 民 生 活 部 環 境 課 長	千 葉 貴 幸
市 民 生 活 部 保 険 年 金 課 長	石 村 要	市 民 生 活 部 浦 戸 振 興 課 長	菊 池 亮
福 祉 子 ども 未 来 部 子 ども 未 来 課 長	畑 中 淳	福 祉 子 ども 未 来 部 保 育 課 長	鈴 木 和 賀 子
福 祉 子 ども 未 来 部 高 齢 福 祉 課 長	佐 藤 聡 志	福 祉 子 ども 未 来 部 健 康 づ くり 課 長	山 本 多 佳 子
市 立 病 院 事 務 部 業 務 課 長	渡 辺 敏 弘	市 民 生 活 部 市 民 課 市 民 総 務 係 長	平 山 竜 太

事務局出席職員氏名

事務局次長兼  
議事調査係長 石垣 聡  
事務局 長 鈴木 忠 一  
議事調査係主査 工藤 聡 美

---

会議に付した事件

- 議案第 2号 令和元年台風第19号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例
- 議案第 5号 令和7年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第 6号 令和7年度塩竈市交通事業特別会計補正予算
- 議案第 7号 令和7年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第 9号 令和7年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第10号 令和7年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 議案第12号 令和7年度塩竈市立病院事業会計補正予算

午後2時00分 開会

○志子田委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、感染症予防の観点から、発言の際にマスクを外していただくなくても差し支えありません。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。

本日の審査議題は、議案第2号「令和元年台風第19号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例」、議案第5号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第6号「令和7年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」、議案第7号「令和7年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、議案第9号「令和7年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」、議案第10号「令和7年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」、議案第12号「令和7年度塩竈市立病院事業会計補正予算」の7件であります。

これより議事に入ります。

議案第2号、第5号ないし第7号、第9号、第10号及び第12号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いします案件は、令和元年台風第19号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例など計7か件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明いたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○志子田委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 保険年金課から、議案第2号「令和元年台風第19号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例」について、ご説明します。

資料No.2をご用意いたします。

9ページ、提案の理由は、記載のとおり、減免の対象となる国民健康保険税について、地方税法上の更正期間である5年を経過するため、条例を廃止しようとするものです。

次に、本条例の概要と廃止に至る経過を説明いたします。

資料No.10の8ページをお開きください。

1の概要、2の制定当時の経過についてですが、令和元年台風19号の被災者に対して国民健康保険税の減免措置を講じるよう国から通知があり、本市においては、減免の基準等を条例で

定めておりました。

3の制度概要中、(2)対象期間は、令和元年度及び令和2年度分の国民健康保険税とし、(3)減免割合は、被災の程度や所得の状況に応じたものに設定しましたが、これらの基準は、国の通知に基づくもので設定をしておりました。

5の施行日、条例の廃止日ですが、令和8年4月1日としております。

議案第2号の説明は、以上でございます。

○志子田委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 議案第5号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生活福祉課所管分の2件につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、生活保護事業になります。

資料No.10、第1回市議会定例会議案資料、24ページをご覧ください。

初めに、概要ですが、受給者の高齢化による医療扶助の増加や、国に提出いたしました令和6年度実績報告額の確定に伴う国庫負担金の返還などの見込額に基づき、所要額の予算措置を行おうとするものです。

実施状況につきましては、表をご覧ください。

右の網かけ欄は、令和7年度末、令和8年3月末の見込み値となります。生活保護費は14億1,000万余、世帯件数は620世帯、受給人数753人の見込みとなっております。

世代別内訳では、黒太枠の70代以上の高齢者の割合が、昨年度に比べ2.5%上昇、種類別内訳では、黒太枠の医療扶助が8億円余となり、生活保護費全体に占めます医療扶助の割合が、昨年度に比べまして2.6%上昇となります。

事業費及び財源内訳ですが、事業費のうち、返還金4,954万7,000円につきましては、国庫負担金受入済額が、実績報告額を上回ったために国に返還するもので、財源は、全て一般財源となります。

医療扶助7,016万6,000円、財源内訳といたしまして、国の生活保護費負担金5,262万3,000円、一般財源1,754万3,000円、医療・介護支援給付161万2,000円は、中国残留邦人等支援法に基づき、厚生労働省が認定いたしました方を対象に、自立支援を目的に給付するものです。財源内訳として、国の生活保護費負担金120万7,000円、一般財源40万5,000円になります。

今後の予定でございますが、議会でお認めいただいた後、国庫負担金を返還する予定でございます。

次に、同事業に係ります予算について、ご説明申し上げます。

資料No.6、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書、18ページ、19ページをご覧願います。

説明の都合上、歳出からご説明申し上げます。

第2款総務費第1項総務管理費第12目諸費、第12節償還金利息及び割引料、国庫補助金等返還金費1億5,537万3,000円のうち、4,954万7,000円になります。

次に、同じ資料No.6の26ページ、27ページをご覧願います。

第3款民生費第1項社会福祉費第10目中国残留邦人等生活支援給付費として161万2,000円になります。

同じ資料No.6の32、33ページをご覧願います。

第3款民生費第3項生活保護費第2目扶助費第19節扶助費に生活保護費医療扶助といたしまして7,016万6,000円になります。

次に、歳入ですが、同じ資料No.6の6ページ、7ページをご覧願います。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金第1目民生費国庫負担金第3節生活保護費負担金5,383万円のうち、医療扶助費負担金5,372万2,000円には、中国残留邦人等医療支援給付金分の109万9,000円が含まれ、介護扶助費負担金10万8,000円は、中国残留邦人等介護支援給付金分になります。

生活保護事業につきましては、以上となります。

続きまして、塩竈市定額減税補足給付金（不足額給付）事業につきまして、ご説明申し上げます。

資料No.10、第1回市議会定例会議案資料、23ページをご覧願います。

概要でございますが、同事業の終了に伴いまして、所要額の予算措置を行おうとするものでございます。

事業概要ですが、給付主体は、個人住民税を課税いたします塩竈市になります。

給付対象は、令和6年度所得税額及び定額減税額の確定に伴い、当初調整給付額に不足が判明いたしました納税義務者になります。

給付金額につきましては、令和6年度分所得税額及び定額減税額の確定に伴う不足額給付時調整給付所要額から当初調整給付額を差し引きました差額について、1万円単位で切り上げた額になります。

なお、不足額給付の基準日は、令和7年1月1日になります。

次に、実施結果ですが、実施期間は、昨年の6月から12月、対象人数は、4,644人になります。

支給件数は、4,505人になります。支給率は、97%、総支給額は、1億3,451万円になりました。

支給方法では、前回の当初調整給付金と同様に、書面による確認申請書に基づく口座振込とLINE申請によるセブン銀行ATMを活用した現金支給を採用させていただいております。昨年2月に想定した総支給額を上回る結果となりましたが、その要因といたしましては、定年退職などに伴う収入の減少、出産や住宅購入などに伴う控除額の増加、確定申告による青色専従者給与が、今回の不足額給付事業支給対象者として拡充されたことによるものです。

事業費及び財源内訳ですが、事業費4,782万円、財源は、全て国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金になります。

次に、同事業に係る予算について、ご説明いたします。

資料No.6、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書、26ページ、27ページをご覧ください。

説明の都合上、歳出からご説明申し上げます。

第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費、第19節扶助費として4,782万円になります。

次に、歳入ですが、同じ資料No.6の8ページ、9ページをご覧ください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金の説明欄記載にあります、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,256万5,000円のうち、4,782万円を充当するものでございます。

塩竈市定額減税補足給付金（不足額給付）事業に係る説明は、以上となります。

生活福祉課からの説明は、以上となります。ご審査賜りますようお願い申し上げます。

○志子田委員長 畑中子ども未来課長。

○畑中福祉子ども未来部子ども未来課長 それでは、子ども未来課から、議案第5号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」、ひとり親世帯等生活費支援商品券配布事業について、ご説明をさせていただきます。

資料No.10、第1回市議会定例会議案資料（その1）の25ページをお開きください。

1の概要ですが、宮城県の令和7年度低所得ひとり親世帯生活費支援事業補助金を活用しまして、物価高騰に直面する低所得のひとり親世帯等に対し、生活支援として10割増商品券の配布を行おうとするものでございます。

2の事業内容です。

対象といたしましては、令和8年1月期定期払いの児童扶養手当の支給を受けた者、対象見込数は、400件となっております。

内容といたしましては、割増商品券第9弾を、1世帯当たり1冊1万円分を郵送させていただくものでございます。

実施方法といたしましては、まず、対象者に対し、無料配布のお知らせにより、周知を行い、商品券の準備が整い次第発送させていただきます。

3. 事業費及び財源内訳についてです。

事業費として440万円、財源内訳は、宮城県の令和7年度低所得ひとり親世帯生活費支援事業補助金440万円となります。

なお、商品券の使用期限が令和8年度となりますことから、繰越明許費を設定させていただきます。

4の今後の予定といたしましては、本補正予算をお認めいただきましたら、令和8年2月下旬に無料配布のお知らせによる周知を行いまして、3月下旬の商品券発送に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料No.6、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の28、29ページをお開きください。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費第10節需用費の消耗品費に、封筒用紙等の費用として10万3,000円、第11節役務費の通信運搬費に、お知らせ及び商品券の郵送費といたしまして23万5,000円、第12節委託料の印刷物制作委託料に、商品券の製作費といたしまして6万2,000円、第18節負担金補助及び交付金に、割増商品券事業負担金として400万円を計上しております。

次に、歳入でございます。

恐れ入りますが、同じ資料No.6の10ページ、11ページをお開きください。

第16款県支出金第2項県補助金第2目民生費県補助金第2節児童福祉費補助金の低所得ひと

り親世帯生活費支援事業補助金440万円でございます。

あわせて、繰越明許費について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料No.5、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算の10ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正におきまして、ひとり親世帯等生活費支援商品券配布事業440万円を計上いたしております。

子ども未来課からの説明は、以上となります。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○志子田委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 それでは、浦戸振興課から、議案第6号「令和7年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」について、ご説明申し上げます。

資料No.6、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の68ページ、69ページをご覧ください。

補正予算の概要になります。

歳入歳出予算にそれぞれ305万6,000円を追加し、総額を2億1,225万6,000円とするものです。

内容といたしましては、人事院勧告による人件費の増額と、歳入については、一般会計の繰入金金を計上しているものになります。

続いて、補正予算額について、説明いたします。

同じ資料No.6の72ページ、73ページをご覧ください。

歳出では、第1款事業費第1項離島定期運航費第1目総務管理費に305万6,000円を追加しております。内訳としては、73ページでございますとおり、給料が156万6,000円、職員手当142万7,000円、共済費として6万3,000円を計上しているものでございます。

次に、歳入につきましては、70ページ、71ページをご覧いただきたいと思います。

第1目に一般会計繰入金として同額の305万6,000円を計上しております。

また、74ページ以降は、給与費明細などを掲載しておりますので、後ほどご参照願います。

浦戸振興課からの説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○志子田委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 議案第7号「令和7年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」について、ご説明します。

資料No.6、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の80ページ、81ページをお開

きください。

今回の補正予算は、決算に向けて整理したものでございまして、その主なるものを予算事項別明細書の総括の欄でご説明します。

初めに、81ページの歳出の欄ですが、歳出の第3款国民健康保険事業費納付金ですが、財源の組替えになります。事業費納付金は、県から示されるもので、国民健康保険税や国県市の公費負担分を財源としていますが、所得世帯の国民健康保険税軽減分については、国県市が公費負担として繰入れをしています。この公費負担の額について、確定しましたので、財源の組替えに伴う補正を行うものです。

なお、国県の公費負担の歳入については、一般会計の国庫負担金、県支出金において計上、受入れをした後、市の公費負担分と合わせて一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰り入れる段取りを取ってまいります。

1行またぎまして、歳出の第7款諸支出金として816万8,000円の増額補正ですが、こちらは、令和6年度の国の特別調整交付金の金額確定に伴い、国への交付金精算額を計上しており、3月末に国へ精算するものになります。これらの財源となる歳入については、80ページ、歳入の第6款繰入金に816万8,000円を計上してございますが、その中身は、一般会計からの繰入れの増額と財政調整基金からの繰入れの減額を相殺した額で記載をしております。

81ページの歳出に戻りまして、第5款基金積立金として86万5,000円の増額補正については、基金の現金銀行預け入れに伴う利息をそのまま基金に積み立てるものです。その財源となる歳入については、歳入の第5款財産収入の補正額86万5,000円でございます。

議案第7号についての説明は、以上でございます。

○志子田委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 それでは、高齢福祉課から、議案第9号「令和7年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」のうち、介護保険システムの改修について及び決算整理に向けた介護給付費の状況についてをご説明申し上げます。

初めに、資料No.10、第1回市議会定例会議案資料（その1）の37ページをお開きください。

まず、介護保険システムの改修についてです。

1の概要ですが、令和7年度税制改正の影響に伴い、介護保険料の算定方式に一部変更が必要となることから、介護保険システムの改修を行おうとするものです。

2の事業内容です。

改修理由としまして、令和7年度税制改正に伴い、個人住民税に関わる給与所得控除が引き上げられます。

介護保険制度では、当該控除等を差し引いた後の合計所得金額等に基づいて保険料段階を判定しているため、収入が変わらない方でも、税制改正の影響により、保険料段階が変動し、保険料収入に不足が生じることとなります。

国においては、計画期間中の保険料収入を確保するため、令和8年度の第1号保険料に限り、改正前の控除額を用いて算定することとしているため、本市においても介護保険システムの改修対応が必要となったものでございます。

(2) 令和7年度税制改正に伴う介護保険システムの改修内容です。

課税判断処理の追加、保険料所得段階判定の変更等を予定しております。これらは、現在介護保険システムは、税情報をそのまま参照して判定するシステムのため、国の運用方針に沿って、令和7年度の税改正情報の影響を受けずに判定するシステムにするための技術的な改修になっております。

3の事業費及び財源内訳についてです。

事業費は330万円、歳入内訳は、国の介護保険事業費補助金165万円、一般財源として165万円でございます。

4. 今後の予定としまして、補正予算をお認めいただきましたら、令和8年3月に改修作業を行い、4月から運用を開始する予定でございます。

続きまして、38ページをお開きください。

介護給付費の状況についてでございます。

1の概要ですが、高齢化の進展に伴い、令和7年度の要介護・要支援認定者数や介護保険サービスの受給者が増加傾向にあることから、所要額の予算措置を行おうとするものでございます。

2の要介護・要支援認定者数につきましては、表のとおり、令和6年12月末から令和7年12月末にかけて、合計で71人増加しております。要支援1、要介護3から5が増加している一方、要支援2から要介護2が若干減となっている状況でございます。

3のサービス受給者数についてでございます。

居宅介護サービスや施設介護サービスで増加し、地域密着型が減、合計で405人増加しております。

4の事業費及び財源内訳についてです。

こうした状況を踏まえ、決算整理に向け、表の中段、補正予算額として1億8,501万3,000円、財源内訳は、その他として、保険料や介護保険財政調整基金繰入金など1億6,188万7,000円、一般財源として2,312万6,000円でございます。

なお、事業費の増額分を踏まえた国・県負担金等は、今後措置される予定でございます。

続きまして、資料No.6、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の108、109ページをお開きください。

歳出から説明させていただきます。

初めに、介護保険システムの改修に関わる歳出として、第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費、補正額336万9,000円のうち、システム改修に関わる分として電算業務委託料330万円でございます。

続きまして、110、111ページをお開きください。

介護給付費に関わる歳出として、第2款介護給付費に補正額1億8,501万3,000円を追加するものでございます。先ほどのとおり、利用実績を踏まえた補正でございます。

内訳としまして、第1項介護サービス等諸費第1目居宅介護サービス等給付費に7,789万6,000円、第2目施設介護サービス給付費に1億1,870万1,000円、第3目介護サービス計画給付費に2,125万6,000円を増額し、第4目地域密着型介護サービス給付費を3,890万円減額するものでございます。いずれも当該サービスに関わる給付費でございます。

また、第2項その他諸費第1目審査支払手数料に13万6,000円を増額、宮城県国民健康保険団体連合会による審査と支払いに対する手数料でございます。

第3項高額介護サービス費第1目高額介護サービス費に720万3,000円を増額し、第2目高額医療合算介護サービス等費に197万6,000円を増額、第4項特別入所者介護サービス等費第1目特定入所者介護サービス等費に69万7,000円を増額するものでございます。いずれも当該サービスに係る給付費でございます。

次に、歳入でございます。

恐れ入りますが、少し戻りまして、106、107ページをお開き願います。

初めに、介護保険システムの改修に関わる歳入としまして、第3款国庫支出金第2項国庫補助金第6目介護保険事業費補助金に165万円でございます。

続きまして、介護給付費に関わる歳入としまして、第7款繰入金第2項基金繰入金第1目財

政調整基金繰入金に1億3,660万7,000円の内数となりますが、1億2,117万8,000円、第9款諸収入第2項雑入第1目第三者納付金に2,003万4,000円でございます。

高齢福祉課からの説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○志子田委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 議案第10号「令和7年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について、ご説明します。

資料No.6、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の126、127ページをお開きください。

今回の補正予算は、決算に向けて整理したものでございまして、予算事項別明細書の総括の欄でご説明します。

127ページの歳出の欄ですが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金について、619万2,000円減額を計上しております。この納付金は、保険料を財源として県広域連合へ納付するものですが、低所得世帯の保険料を軽減した分については、県と市が公費負担として繰入れをしています。この公費負担の額が確定しましたので、金額の整理を行うものです。

なお、県の公費負担を歳入については、一般会計の県支出金において受入れをした後、市公費負担分と合わせて、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り入れる段取りを取ってまいります。

議案第10号についての説明は、以上でございます。

○志子田委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 市立病院からは、議案第12号「令和7年度塩竈市立病院事業会計補正予算」について、ご説明いたします。

資料No.8の令和7年度塩竈市立病院事業会計補正予算の3ページをご覧ください。

まず、業務の予定量としまして、第2条の令和7年度塩竈市立病院事業会計予算の第2条に定めた予定量の(4)主要な建設改良において、医療機器等購入の既決予定量3,300万円を、施設購入費として81万8,000円を追加し、施設改良費の既決予定量2億7,769万円を施設改良費として3,780万円を減額するものです。

次に、第3条の収益的収入及び支出です。

支出として、第1款病院事業費用第1項医業費用において増減が見えておりませんので、恐れ入りますが、説明の都合上、令和7年度塩竈市立病院事業会計補正予算の5ページをお開き

願います。

令和7年度塩竈市立病院事業会計補正予算実施計画の収益的収入及び支出の表中に記載しております。

第2目材料費を800万円減額しまして、第1目給与費800万円を増額補正を行うものです。このことから、大きなくくりとなる第1項医業費用の中で補正の増減が見えない表現となっております。

恐れ入ります。戻りまして3ページをお開き願います。

第4条の資本的収入及び支出ですが、第1款資本的収入第2項企業債3,780万円減額補正しまして、県補助金81万8,000円増額補正しております。これにより、第1款資本的収入は、4億2,307万2,000円から3億8,609万円となるものです。第1款資本的支出第1項建設改良費3,698万2,000円を減額補正しまして、3億1,069万円から2億7,370万8,000円と減額しております。

次に、4ページをお開き願います。

第5条の債務負担行為です。

医療機器等保守業務委託など12件を期間と限度額を追加しまして、廃止としては、令和7年度実施しました改修工事に係る調査設計業務を行った結果、令和7年度当初予算で認めいただきました債務負担行為の予算額では、改修工事費分が不足することが見込まれました。改めて新年度予算に計上いたしたく、廃止をするものです。

続きまして、第6条企業債です。

第6条では、企業債の限度額として、当初予算を計上しておりました3億620万円の限度額を2億6,840万円に改めております。

第7条につきましては、職員給与費を補正することから、議決をいただく必要がありますので、内容を記載しております。補正予定額の800万円につきましては、先ほど3ページの第3条収益的収入及び支出の項目でご説明いたしました材料費の予算から、給与費へ補正するものでございます。

隣の5ページをご覧ください。

こちらは、令和7年度塩竈市立病院事業会計補正予算実施計画でございます。

上段表の収益的収入及び支出では、支出といたしまして、補正予定額の計上の内容を記載しております。

資本的収入及び支出に係る収入につきましては、企業債の減額補正額と県補助金の増額補正を予定額に計上しております。

支出といたしましては、第1款資本的支出第1項建設改良費第1目施設購入費といたしまして増額の補正を、第2目施設改良費を減額補正予定額を計上しております。

6ページは、給与費明細書でございます。給与費に係る補正内容を記載しております。

7ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。年度末までの支払発生はなく、次年度以降の発生となります。

表の右側は、財源内訳を示しておりますので、後ほどご覧いただきたい。

8ページは、補正予算説明資料となっております。後ほどご覧いただければと思います。

9ページをご覧ください。

先ほど、4ページにおきまして、債務負担行為の廃止につきまして、説明いたしました関係資料になります。

まず、概要をご覧ください。

調査及び詳細設計を進めていく中で、事業計画の変更が必要となったものでございます。

2の事業計画変更の概要の(3)の変更の理由をご覧いただきたいと思っております。

当初必要最小限の老朽化対策を想定しまして、調査・設計を実施しました。しかしながら、同時に着手しなければならない箇所や老朽化が著しい状態で更新が必要な設備などが判明しました。

さらに、改修後の施設に対応した設備の設置が必要となりましたことから、事業計画の変更が生じたためです。このため、(1)に載せております当初スケジュールから(2)の変更後のスケジュールという形で変更を考えております。

(4)は、当初最小限とした老朽化対策項目から、追加項目を記載しております。当初は、老朽化箇所の、特に必要だと思われるものに限定しておりましたが、老朽化対策を行うことで、施設を使い続ける観点から設計を見ますと、患者様の療養環境や職員の仕事の改善をすることも盛り込むことが必要と判断しまして、項目を追加しております。

10ページをご覧ください。

事業費の予算措置の状況を記載しております。

いずれも資本的支出の状況です。(1)が、令和7年度予算として、①が通常予算、②が債務負担分をお認めいただいた部分でございます。(2)が、今回の補正として減額と修正をし

ております内容となります。

議案第12号「令和7年度塩竈市立病院事業会計補正予算」につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○志子田委員長 では、これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださいますようお願いいたします。菅原委員。

○菅原委員 私から、まず初めに、何点か質疑させていただきたいと思います。

確認も含めてでございますので、資料No.10の23ページ、塩竈市定額減税補足給付金（不足額給付）事業について、質疑をさせていただきます。

この定額減税の給付金ですけれども、定額減税、2024年6月に実施した運用です。受取りができなかった方に対する、多分、給付金という形だと思います。その中でちょっと見てみますと、実施結果の中で、対象人数4,644人という形なんですけれども、この対象人数に対して、具体的にどのような方がこの4,644人という形になったのか、その辺の説明を教えてくださいと思います。

○志子田委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答え申し上げます。

今、委員がご指摘のとおり、税が確定したことによって不足が生じた方々、4,644名でございますが、我々が捉えさせていただいているのは、先ほども申し上げさせていただきましたが、まずは、退職等によって所得が減った方、それから、例えば、出産ですとか、それから、住宅を購入なさって控除額が増えた方、さらには、確定申告におきまして課税申告になっている方なんですけれども、給与所得の方々につきましても控除対象に追加された、こういったことから、その4,644名の方々が、主な方々という捉え方をさせていただいております。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。これは、先ほど説明もあったので、そのとおりだと思います。

そこで、この対象者に対して、4,505人という支給件数なんですけれども、支給率が97%ということで、この方は、もう支給されていると思います。残りの3%が、約139人かな、ぐらいが、まだ受取りができていない状況なんですけれども、支給されていない方にどのような

方々が想定されるのか、その辺、伺いたいと思います。

○志子田委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

我々、この対象者となります4,644名の方々に対しましては、おおむね月に一回程度の割合で、郵送で不足額の給付をお申込みいただけますよという案内を差し上げておりました。

それで、連絡のない方、確認書、申請書のない方については、今、申し上げましたとおり、約1か月単位で再度郵送させていただいたんですけれども、残念ながらこの事業期間内にご連絡申請がいただけなかった方が、今、おっしゃった未支給の139名という捉え方をしております。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

都合これで大体終了という形なのか、それとも期限を設けなくて、今後どうされるのか、その対応を、先ほど1か月単位でやるという説明がありましたけれども、それで、期限が設定されているのか、その辺、確認します。

○志子田委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 ご回答を申し上げます。

今回、事業に係る財源といたしましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用させていただいております。どうしても我々、実績報告書を上げる関係がございますので、先ほどもご説明申し上げましたが、昨年12月でもって、この事業を終了させたと。

なお、補足になりますけれども、議会にお示し、予算を組ませていただくときには、10月までということやらせていただいたんですけれども、一人でも多くの方に支給させていただきたいということで、ぎりぎりの12月までやらせていただいたという経過でございます。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

もう終わっているという形だと思いますけれども、これは、目的は、やっぱり物価高騰、賃金上昇が、やはりデフレ脱却とか、そういった支援を図るということだったんです。残念なことに、多分139人の方が対象だったが、いろんな事情があるとは思いますが、終了され

ているということで、ちょっとこれは、確認でございましたので、お願いしたいと思います。

それから、資料No.8の9ページ、市立病院の改修事業についてでございます。

先ほども説明がございました患者の療養環境の向上、施設の老朽化対策の一環で、病棟などの改修事業という形で、実施されたんですけども、それを今回、改修の部分を変更されるということで議案が上げられたわけです。

そこで、この改修工事が予定されていた部分で、新たに計画変更がされたということで、ここにも変更理由ということで書いてございますけれども、具体的に計画変更を再度確認したいと思っておりますけれども。

○志子田委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 計画変更というところだと、当初スケジュールが、最初2か年でやろうという部分で計画しておりましたので、その2か年で行うパッケージといたしましては、(4)の当初項目ということで、できる限り絞り込んで、まず、病室及び廊下の内装部分、窓の二重サッシ化、LED関係等の不足分ということで、電気関係もやろうかという部分です。病室の患者様回りの吸引関係も整備されていない部屋もあったということなので、その辺を中心に点検しました。トイレにつきましても、まず、仕切り関係の部分に手をつけようかということでやっておりました。

ただ、実際、調査していきますと、建物が古い状態という部分がありました。その中で、まず、電気関係の部分も今、これからDX化がどんどん進んでいく部分で、コンセント関係なり、その辺の電気の容量関係とかも今後長寿命化していく中では、耐えられないという判断も出ましたので、まず、その辺、電気関係を中心に変えていかなければならないという部分、患者さん回りの酸素関係とかも雑然としている部分もございましたので、その辺の患者さんの回りの医療機器の取付けとかの部分もきれいにすべきという部分も出てきました。

その辺をいろいろ盛り込みますと、下に載せましたけれども、追加項目部分が、主な部分で出てきました。それをやるとなると、2か年では、まず難しい。今のところ、令和10年度までの期間で、施工して進めていきたいということで、今回、まず、2か年予定しておりましたので、債務負担も組み直しさせていただくという形で、計画変更という形で今回、ご提案させていただいております。よろしく申し上げます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

ここに、下に追加項目とございますけれども、窓の変更等もいろんな計画を立てる中でさらに、こういった、私も実際、病院も見させていただきましてけれども、大分傷みを含めれば、また、器具等も多分、器具まではちょっと見なかったんですけれども、そういった部分でまだまだ老朽化が進んでいたという形だと思います。

そこで、その追加項目の1つ目なんですけれども、全病棟へのウオールケアユニットの導入とここに書いてあります。下に説明が書いてあるんですけれども、イメージがつかないので、こういった器具なのか、その辺、教えていただきたいんですけれども。

○志子田委員長 渡辺業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 口で説明するのが、なかなか難しいんですけれども、イメージとしますと、患者さんの頭のほうに電源設備、酸素吸入器の配管、たんが絡んだとき、吸入する設備とかが、今、ばらばらについている状態なんです。それを全部一つベッドのところそれぞれに集約した形で取り付けるという形で、雑然としていたものを整理するという形になるんですけれども、なかなか難しい説明ですみません。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 その辺は、私、もうついているのかなという認識があったものですから、これは、今からいろんな新しい器具という形で、各病室に全て設置することなんですか。

○志子田委員長 渡辺業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 基本的に病室それぞれに設置するという考えで、今、整備しております。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 それを考えますと、今回、2か年、ちょっと工期が延長されるということで説明がありました。工期延長に関して、工事について、今現在の患者さんというのは、多分マックスに近いぐらいの入院患者さんが、入院されていると思いますけれども、特に病室内の工事について、こういった対応を工事を取られるのか、その辺も確認したいと思いますけれども。

○志子田委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 改修中の患者さんについて、私からお答えをさせていただきます。

現在、病棟が3階建てですが、これを4病棟、4ブロックに分けます。その中で、4工区順番に改修していくということで、残り3工区について、患者さんを寄せていくという形で、い

ながらで改修を考えております。今、145床でやっておりますが、大体20床から30床ぐらいベッドを空けるような形にはなりますが、約120人から130人ぐらいの患者さんを見ながら、改修を3か年にかけてやっていく、そういう形で考えております。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

本当に今現在、稼働しているわけでございますので、改修工事となれば、今回、着工から3か年、多分工事が続くと思いますけれども、市民の方にしっかりとこの辺の周知も含めまして、混乱とか、安全リスクのないように事前の説明が必要なんじゃないかなと私は思います。広報紙なり、それからSNS等で分かりやすいように、特に高齢者の方が、なかなか分からない。工事している部分なのか、それから、けがをさせたらもうとんでもないことになりますので、やはり注意喚起も最善に努めていただきたいということで、その辺も含めてぜひお願いしたいんだけれども、その辺は、いかがでしょうか。

○志子田委員長 渡辺業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 今、菅原委員からお話いただいたとおりで、注意喚起、特に高齢者の方につきましては、病院の入り口に大きく貼り出したり、何か所かに見えるように。どうしてもSNS関係という若い人たちは、本当に見ていただいているんですけども、紙媒体中心という方もいらっしゃいますので、そちらは、一生懸命いろいろ考えまして、広報周知をかけていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ぜひ安全第一で、この工事ができるようにお願いしたいと思いますので、私から終わります。

○志子田委員長 ほかに発言ございませんか。辻畑委員。

○辻畑委員 資料No.10の25ページです。ひとり親世帯等生活費支援商品券配布事業ということですが、以前の第9弾の10割増商品券の低所得者世帯への送付がありましたけれども、今回のこのひとり親世帯の方とダブるものがあるのでしょうか。それとも前の非課税の方以外の方が対象になるか、教えてください。

○志子田委員長 畑中子ども未来課長。

○畑中福祉子ども未来部子ども未来課長 商品券の配布事業について、ご質疑をいただきました。

低所得者の方に1冊ずつ配布するという部分とのダブリがあるのかどうかというところでしたが、今現在、この第9弾につきましては、3月の利用開始に向けて準備を進めている段階ということになってございます。

今回、1世帯当たり2冊までご購入いただける部分と、非課税世帯につきましては、1冊が配布されるというところまでがありました。今回、それにプラスという形で、この児童扶養手当をもらわれている世帯につきましては、1冊を支給させていただくということになってございますので、人によっては、その世帯の状況によっては、ダブって、どちらも支給の対象になるという部分も出てくるかと考えてございます。

以上です。

○志子田委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。ダブっていただく世帯もあるということで、分かりました。

それから、その隣の24ページで、すみません、基本的なことだと思いますけれども、生活保護事業についての3. 事業費及び財源内訳の返還金はこれくらいで、その下の医療扶助とか、医療・介護支援給付というのは、これは、予定内かどうか、間違えました。ごめんなさい。返還金は、分かりました。

そして、医療費のところが高齢者が増えてということで、増えているということは、聞きました。そうすると生活扶助とか、住宅扶助とか、そういうところについては、予定内で済んだと捉えていいのでしょうか。すみません。

○志子田委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答え申し上げます。

医療扶助以外の部分で増額補正が必要なのではないかというご質問かと存じます。

当初予算で見込ませていただいた指数で決算見込みが出せるということから、今回は、あくまでも医療扶助のみで予算を示させていただいております。

以上です。

○志子田委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

以上、終わりです。

○志子田委員長 ほかにご発言ございますか。鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 私から1点、議案第12号「令和7年度塩竈市立病院事業会計補正予算」です。

先ほど菅原委員が一生懸命聞いてくれたので、その追加分というか、確認の意味でお尋ねしたいんですが、変更から、この内容です。当初の項目ということでちょっと内容の確認です。私も民生常任委員会で一度視察にみんなで行ってきました。かなりの老朽化をしている。当初のとおり、雨漏りというか、防水工事は終わったということと、廊下の入り口がきれいになったということで、非常にきれいになってきたんですが、随分、修繕箇所はいっぱいあるなどというのは、もともと分かっておりました中で、病棟のトイレ、私も定例会の中でお話ししていましたが、トイレの内装と病室の廊下の改修という内容をもうちょっと具体的に教えていただけないか。

○志子田委員長 渡辺業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 トイレにつきましては、先ほどもお話ししましたがけれども、民生常任委員会の皆様で1回視察していただいたときに、仕切りがないとか、旧態依然としているという部分でしたので、まず、その辺の化粧直しとトイレの仕切りをつけるかという部分でやりました。ただ、実際調査したところ、車椅子を利用されている患者さんや、松葉づえをついて利用される方、そういう方たちは、すごく使いづらいトイレの状態なので、完全に全部配置も見直すという形で、今回、トイレの部分に多目的トイレも各病棟につけるといいう形、そういう部分で、トイレの扉を自動扉にするという検討も進めております。まず、その辺が、トイレの部分では、完全に化粧直しじゃなくて全面改修という形にシフトしております。

廊下の部分というと、明るさですか。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 いっぱい物を置いていて、収納がなくてとって、廊下で散歩というか訓練するときにも邪魔だとおっしゃっていました。その辺の改修なのかなという確認です。

○志子田委員長 渡辺業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 失礼しました。すみません、質問をしてしまいました。

廊下の部分に置いている道具関係も、今回、収納スペース、限られた部屋数なんですが、設計事務所と相談しながら、納められるスペースを確保するように進めておりますので、おととしですか、視察いただいたときのような雑然とした形は、極力ないようなスタイルで、今、設計を進めております。よろしく申し上げます。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ぜひ通りやすくしていただければ。

トイレが非常に気になって、当時は、アコーディオンカーテンでということで、びっくりしまして、あまりにもひどいなと思って。だから、せめてパーティションとか、男女のこの壁を造るというのが、当たり前じゃないかと思っていました。

ついでに、感染症、24時間対応しているということで、感染者も入るお部屋があったときに、ポータブルの仮設トイレだったんですよね。部屋にトイレがなくて、やむを得ずそちの一般の人も使うトイレに感染症の方が入っていくということは、感染症対策になっているのかなということが、非常にあのときも懸念していて、今でもそんな感じなんですか。この中には入っていないんですか。お聞きします。

○志子田委員長 渡辺業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 感染者の部屋を設けましたところで、今回の改修の中では、トイレも感染者が入った段階で仕切れるような、仕切りをできるような形で、トイレを設定しております。

以上です。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 それで結構かと思います。

それと、増築、増築ということで長い間使用されているということで、要は、新しい設計をしたわけじゃないもので、ナースステーションは、非常に動線が遠かったりしているということで、歩数もいっぱいあったり、看護師さんが、部屋に行くのも何回も何回も行ってたとかということがあったので、その辺の動線と一応出ましたけれども、もう一回その辺の詳しいこと、お聞きしたいんです。

○志子田委員長 渡辺業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 建物の構造上、動線につきましては、同じサイズですので、そこは短くとかというものにはならないんですが、今回の9ページの追加項目の下から2番目なんですが、医療安全の向上に向けたナースコールの更新ということで、ナースコールももうちょっと延命できそうだなと最初見ていたんですが、どうしても更新時期が迫っているという部分もありましたので、まず、その更新の検討に入った段階で、現在のDXで、スマートフォンとか、そういうので、看護師さんが持って、それで、患者さんの動きとかが全部連動するようなナースコールというのがありましたので、その設置に向けて、現在検討しているという状態です。それで、見て回るとか、急に巡回を何回もしなければならぬというよりは、それで反

応してすぐ駆けつけられるという形で、今、できないかなと考えております。

以上です。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ぜひその辺の対応もしていただくと非常にクオリティーが上がるか。

最後に、この追加項目にも入っていなかったんですが、私も非常に懸念していたのが、狭い敷地スペースですが、患者さんが入る正面玄関と緊急車両が来たときに患者が入る入り口が同じスペースで、片っ方、救急車で運ばれてきて、一般の患者さんも通っている。普通では考えられない構造に今でもなっています。これは、やっぱりいち早く何かちょっと隣に通路というか、設けていただかないと、かなり違和感があるんじゃないかなということをお前にもお伝えしてはいたんですが、追加項目に入っていないませんでしたので、その辺の検討はどうかかなと思っていて、再度お聞きしたいと思います。

○志子田委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 鈴木委員からご指摘いただいております救急につきましては、基本的にレントゲンですとか、検査の機器のある外来棟というところが、入り口が設置される場所になっていまして、今回、実は病棟の改修が中心になっておりまして、外来棟の改修というのは、今、検討にないという状況ではございます。いずれその外来棟の中で、西側に救急の、例えば、入り口はつくれないかというところを院内でも検討していますので、今後の検討課題とさせていただきますと思っています。

以上でございます。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 もちろんここに入っていなかったのは承知してはいたけれども、重ねて、そういうことができれば、非常に使いでがいいのかなということで重ねてお話ししました。ありがとうございます。

以上です。

○志子田委員長 ほかにご発言ございませんか。鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 よろしくお祈いします。

資料No.10で37ページと38ページになります。

介護保険システムの改修ですが、税制改正の影響によって保険料収入が不足するということで、令和8年度に限って、改正前の控除額を用いて算定するという事なんです、それ以降、

令和9年度以降、保険料の収入であるとか、支払う保険料への影響というのは、どのようなか。教えてください。

○志子田委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 今回の改正の部分については、令和8年度だけですので、令和9年度以降については、影響のある改正ではございません。

○志子田委員長 鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 税制の改正が、令和9年度以降の収入に対する影響ということをお尋ねしたんですけれども、影響がないのか。

○志子田委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 すみません。今回が、令和7年度の税制改正の部分の影響の部分を令和8年度の方には適用しないということで、令和9年度以降は、国、新しい計画になってまいります。契約期間が変わってきますので、ということでございます。

○志子田委員長 鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。ありがとうございます。

隣のページ、38ページです。

介護保険サービスの受給者増によって、予算措置を行うということで、4の事業費及び財源の内訳で、その他というところに、介護保険財政調整基金繰入金等とあるんですけれども、基金の残りといいますか、どれくらいになっているか教えていただけますか。

○志子田委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 基金については、すみません、概算で申し訳ございません。7億円ほどございます。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○志子田委員長 ほかにご発言はよろしいですか。伊藤委員。

○伊藤委員 資料No.10の25ページ、ひとり親世帯等生活費支援商品券配布事業。

児童扶養手当を受給している世帯限定で、昨年9月の議会でもひとり親世帯の支援ということで、たしか米を配ったよね。そのときは、大体420世帯。そもそも思うんだけど、ちょっと原理原則を聞くんだけど、ひとり親世帯は、今、塩竈市内で何世帯あるの。

○志子田委員長 畑中子ども未来課長。

○畑中福祉子ども未来部子ども未来課長 申し訳ありません。独り親世帯の数というところで、ちょっと今、手元に資料がございませんが、前回、お米を配布させていただいた世帯のときに420世帯ということで予算を取らせていただいたという状況でございましたが、実際の配布というところで見ましたところ、400弱というところ、390世帯ほどということになってございました。前回は、11月の支給世帯ということでの対象とさせていただいておりましたが、今回、県の補助要綱の中で、1月期ということで、11月、12月分を1月にお支払いする形になるんですが、そちらの対象になられた方々を対象とした補助金ということで、今回、補助を申請するという形になってございますので、今回は400世帯ということで、今の実績に合わせて400世帯ということで見込んでいるという状況でございます。

以上でございます。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 いや、実は昨年9月の高齢者世帯生活支援事業、ギフト券を配ったよね、ギフトカード。これが、ちょっと子育て世代と高齢者とは違うんだよ。違うことなだけけれども、この高齢者世帯の場合、75歳以上の高齢者世帯という区切りでやった。実際やってみたら要件がいろいろあって、資料には書いていないんだよ、議案資料には。結果的にもらえる世帯ともらえない世帯が発生していて、隣近所でうちはもらった、もらわないとかとえらくクレームが出ているよ、これは。

そろそろこういう、何というのかな、生活支援なり物価高騰対策支援とかでいろいろやっていると、もらえるところともらえないところでの意味が増えた部分なのかな、これ。何でと。

だから、その辺、そろそろ考えなければいけない。この今回の議案でいくと、できるのであれば、独り親世帯の全世帯を対象にしてやってもいいのではないかなと。もし子供が、学校に行って、独り親世帯となかなか自分から発言しないにしても、何かたまたま学校からこういうのをもらった、もらったんだという話になったときに、所得があって、独り親世帯だともらえないという事情も出てくる可能性があるんだよ。

だから、ちょっとできれば県の事業なんだけれども、市としてやっぱり独自に上乘せというのは、そんなに難しい話ではなく、規定はされていない、県もしていないと思うから、そういうことも考えてもいいんじゃないかなと思うんだけど、そういう発想は、なかったのかどうかお伺いしたい。

○志子田委員長 畑中子ども未来課長。

○畑中福祉子ども未来部子ども未来課長 対象の考え方というところでのご質疑かと思えます。

委員がおっしゃるとおりで、今回の県の補助金につきましては、低所得の独り親世帯ということで、児童扶養手当を受給されている世帯に対しまして1万円を上限として補助がなされる補助要綱になってございまして、プラス事務費の部分については、その事業費に対する10%という形での事業の補助事業となっております。

今回、市としても活用方法を検討させていただく際に、やはりこの補助要綱であつたりとか、あとは限られた財源の中で市全体の優先度というものに配慮するというところを検討させていただきながら、早期の支援というところにつなげてまいりたいというところもございまして、県の補助要綱に乗る形で児童扶養手当の支給世帯ということでの対象にさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 市は市で物価高騰対策交付金をもらっているよね。6億円あって、4億円は今回、12月で使っているんだろうだから、2億円残っているわけだ。追加でやっぱりこういうことを考えるべきなのではないのかな、具体的に高齢者も含めて。相当。やっぱり、ちまたでは、隣近所、生活保護をもらっている人まで大騒ぎしているから、うちはもらったの、もらっていないのと。

だから、その辺は、やっぱり説明がつかない構造になっているから。市は、どっちかというところ、国の基準なりなんなりに基づいて、当時物価高騰で一番苦しいとか、低所得とかというところに視点を置きやすいんだけど、今、塩竈市内の住民を見たときに、そんなにそんなに物価高騰で差があるということはないから、大体みんな苦しいから。であれば、こういう国の予算を使って配布するのであれば、今、市の苦しい財政と言ったけれども、こんなに市を苦しめるような事業ではないよね、国から来ているわけですから。だから、その辺をもうちょっと追加でという形で考えていただきたいと思うんだけど、いかがでしょうか。

○志子田委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 今回の支給に関して、あるいは、前回、高齢者にお配りしたギフトカード等の話ですが、このあたりに関しては、しっかり対象の方が不公平を感じない格好で、あるいは、自分が対象であるということをしっかり認識できるような、当然行政だけ、この場

だけで分かる話ではない格好で、実際に受給される方が、しっかり自分が対象になるんだということを理解、認識できるような格好での、まず、周知をさせていただきたい。

その上で、まず、その不公平感、今、伊藤委員からもお話がありましたように、もらう人、もらわない人に不公平を感じない格好でのこういった制度の在り方といったところに関して、しっかり中で検討させていただいた上で、今後に向けた検討をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 その旨、怒っている方々に謝りに行きながら、福祉子ども未来部長からそういう答弁をいただきましたので、ぜひ次回に期待をしてくださいとお願いするしかないのですが、ちょっとそれはさせていただきたいと思いますけれども、でも、今、もう不公平感というのがすごく出てきているから、ずっと長くやっているのだから、その辺、事業選択するときには、十分気を付けてやっていただけるようにひとつお願いをしたいと思います。

それから、もう一点です。市立病院の件でお聞きしたいんですが、資料No.8、まず、お伺いします。

6ページ、ここで給与費が増えているんだけど、その理由をお知らせください。

○志子田委員長 渡辺業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 人事院勧告の分の実施分ということで反映させております。

以上です。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 これは、昨年の12月で、議会で議決した人事院勧告に準じたものなんだけれども、先ほど話に出た物価高騰対策交付金。これで、1つは、医療関係への支援というのを具体的に国が11月に閣議決定して、12月の補正、国での補正が決まった。通知がその頃出てきているんだけど、その中身について、教えてください。

○志子田委員長 渡辺業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 物価高騰対策交付金といたしまして、まず、緊急支援ということで、病床数に対しての支援という部分での補助、救急関係で対応している件数に対しての補助という部分で頂いております。

○志子田委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 補足説明をさせていただきます。

給与の部分の賃上げの部分について、1床当たり8万4,000円になります。

それから、物価高騰の分で11万1,000円ということで、国からの補助の通知が、ようやく来たということで、これは、3月13日までに申請を行いますと、年度内にその分161床掛ける19万5,000円合わせて入ってくるという、そういう制度になってございます。

以上でございます。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そうすると、今回のこの2月の補正というのは、年度末に向けた決算整理も含まれているわけですね。通常であれば、そんなに増減はないんだけど、今回、どうしても病院として見れば、診療報酬を含めた、要は、昨年までの赤字分を埋めるということを国がやってくれることになったので、この年度末にかけてそういう新たな収入が入ってくるということになると思うんだけど、その辺の補正手続とか、行政的な手続、そういったものは、どうなっていますか。

○志子田委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 実は、国から通知が参りましたのが、つい最近ということで、2月補正、議会に提案させていただくには、間に合わなかったということになります。

これは、ただ、年度内に合わせて、約4,600万円補助が入ってくる予定ではありますので、これは、決算整理の中で収入としてきちんと受け入れていきたいとは考えてございます。

以上でございます。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 多分この2月分の議会中に、通常、我々市議会は、市長への専決を認める議案をやるわけだから、それを使うということになるわけですね。その確認をさせてください。

○志子田委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 病院は、基本的に企業会計ですので、これまでもそういった収入については、専決という形ではなく、処理はしてまいりました。

一方で、今回、入ってくる補助金については、収入については、一般会計もそうなんですけど、例えば、予算を伴わずに収入については、調定を上げて、例えば、受け入れるということもやってきてまいりましたので、病院といたしましては、決算の中で入ってきた部分をご報告させていただくのかなとは考えておりました。

以上でございます。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 了解しました。

そうすると、令和6年度の決算が、内部留保を使ってなんとかかんとか、取りあえず耐え忍んだよという決算だったかと思うんだけど、今回、こういう国の医療、6月以降にこの医療報酬の改定も入ってくるんだね。そういったものが入ってきたときに、令和8年度の収支見通しというか、病院としては、どういう見通しになっていくのか教えてください。

○志子田委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 新年度の予算になりますので、説明をちょっと気をつけさせていただきたいと思っておりますが、約30年ぶりに診療報酬改定、大幅にプラス改定というところを見ておりますので、新年度予算にそのプラス改定の分は、実は見込ませていただいて、予算は組ませていただいている。

一方、今回のこういう補助につきましては、診療報酬改定を待たずして厳しい財政状況に対して、国の補正ということですので、これは、あくまで令和7年度決算の中で整理すべき補助金とは捉えているところでございます。

以上でございます。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そうすると、今回の病院改修事業、この見直し、一回その事業費を削減して、次年度で改めて予算計上したいという発想をお持ちのようなので、ぜひ今回、多分、物価高騰対策交付金絡みのとか、診療報酬改定の中でも、病院の機能の向上というのがうたわれていると思います。十分そういったところにも対応できるような形で、病院の改修が、また、今、みんなからいろいろ意見が出たかと思しますので、財源を使ってやっていただけるような計画が出てくることを期待して、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○志子田委員長 ほかにご発言はございませんか。辻畑委員。

○辻畑委員 議案付託表の中の6ページの繰越明許費について、伺いたいですけれども、民生の中の……。

○志子田委員長 もう一回。何の件ですか。題名とページと。

○辻畑委員 議案付託表の中の6ページの中のこんにちは赤ちゃん事業というのが、入っていますけれども、これは、何でこの事業は、繰越明許費になったか、そこだけ教えてください。

○志子田委員長 繰越明許費の件。畑中子ども未来課長。

○畑中福祉子ども未来部子ども未来課長 こんにちは赤ちゃん事業の繰越明許の部分について、ご質疑いただいております。

こちら、今年度からリフレッシュチケットというものを開始をさせていただいております、初年度ということで、使用開始が7月からとなってしまいましたので、4月30日まで、今年度の対象の方の使用期限を延ばしたような形を取らせていただいております。

以上でございます。

○志子田委員長 よろしいですか。辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。ありがとうございました。

○志子田委員長 ほかにご発言ございますか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後3時21分 休憩

---

午後3時22分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号、第5号ないし第7号、第9号、第10号及び第12号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手全員であります。よって、議案第2号、第5号ないし第7号、第9号、第10号及び第12号については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

お疲れさまです。

午後3時23分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 志子田 吉晃